

「利子生み資本・信用論」から国際通貨範疇へ

奥 田 宏 司

目次

はじめに

I、マルクス「利子生み資本・信用論」の課題

——草稿第5章の5)「信用。架空資本」について——

- 1) 「資本の一般分析」の範囲における信用論の課題
- 2) マルクス草稿ではどこまで解明されているか
- 3) マルクス「信用。架空資本」草稿のとらえ方と『資本論』第Ⅱ部との関連
補注) 銀行資本家によって媒介された利子生み資本の展開

Ⅱ、諸金融機関と諸金融市場——「一般的分析」を超えた信用制度

Ⅲ、中央銀行と国内決済制度の完成（プラン後半体系における一分野）

- 1) 『資本論』とイングランド銀行券
- 2) 国家と中央銀行
- 3) 中央銀行の諸機能

Ⅳ、「外側に向かったの国家」と国際通貨

はじめに

小論は、『資本論』第3部草稿の第5章「利子と企業利得（産業利潤または商業利潤）とへの利潤の分裂。利子生み資本」から上向過程をたどり、国際通貨範疇にせまることを課題とする。筆者は国際金融論を専門としており、為替媒介通貨、ユーロカレンシー市場、裁定取引などを踏まえ、現代の国際通貨体制の研究を行ってきた。とはいえ、マルクスの「利子生み資本・信用論」¹⁾の意義を否定するものではない²⁾。しかし、同時に『資本論』の範囲（草稿を含む、以下でも同じ）では、つまり『資本論』体系で設定された諸範疇では、現在の国際金融、国際通貨体制の諸事象の解明は不可能であると思う。国際通貨範疇のない世界貨幣の次元では不可能なのである。国際通貨範疇の設定がどうしても必要になってくる³⁾。

研究者は積極的に今日の新たな諸現象に接近していく姿勢が必要であろう。研究者は、国民、働く人々に、前に生じている諸事象の理論的指針を提供していかなくてはならない。マルクスはスミス、リカードなどの理論研究を行ないながら、当時の諸事象の解明に努め、新たな諸範疇を設定していったのではないだろうか。それは、現実の新たな諸事象をみながらの理論化の努力であり、以前の理論の現実への適用、以前の理論による解釈ではない。

それでは、マルクスの「利子生み資本・信用論」の意義を肯定するということは、どのようなことであろうか。マルクスが言っていることを単に現実に適用することではないとしたら、マルクスの『資本論』体系が明らかにした理論の確定と、マルクスの経済学批判体系で未完に終わった諸分野の理論化がまずは必要である⁴⁾。しかし、その作業は、われわれがマルクスの理論を発展させるということの一部であろう。

それらの作業ができたとしても、つまり、マルクスの時代の経済学批判体系の理論を前提にし、それを指針としたとしても、それで現在の新たな諸現象が理論的に究明できるとは限らない。私の専門分野で言えば、現在の諸事象の分析を深め、為替媒介通貨、基軸通貨、ユーロカレンシー市場、債務決済などの19世紀には問題にならなかった諸範疇を確定していかなければならないのである。したがって、マルクスの信用論に立脚するということは、以下の3つの作業が伴われなければならないのではないだろうか。1つは、『資本論』体系で論じられた理論の正確な理解、次に、マルクスの経済学批判体系で未完に終わった諸分野の理論化、さらに、それらを踏まえながら、それらを前提に現在の新たな諸事象、諸現実の理論的究明に進んでいく、以上の3つの作業が必要と考えられる。

われわれは、協同して21世紀の現時点での新たな「経済学批判体系」を構想し、その体系を構築していかなければならないのであろう。以下では、「利子生み資本・信用論」と、それから上向して国際通貨範疇の設定までの論理と体系の分野に限定して述べていきたい。

I、マルクス「利子生み資本・信用論」の課題 ——草稿第5章の5)「信用。架空資本」⁵⁾について——

1) 「資本の一般分析」の範囲における信用論の課題

『資本論』体系（『資本論』と諸草稿を含む、以下でも同じ）で論じられた信用理論の確定がまず第1の課題であるが、それを大谷禎之介氏の原著『マルクスの利子生み資本論』（桜井書店、2016年、全4巻）で示されたマルクスの草稿を読みながら、また、大谷氏の議論を参考に論じてみよう⁶⁾。その際、マルクスが『資本論』第3部草稿以前に次のように言っていたことが重要である。「産業資本が利子生み資本を自分に従属させるほんとうのやり方は、産業資本に特有な形態——信用制度——の創造である。・・・信用制度は産業資本自身の創造物であり、

それ自身産業資本の一形態であって、それはマニュファクチュアとともに始まり、大工業とともにさらに仕上げられるのである」⁷⁾。この指摘は、国内の信用制度はもちろん、国際的な信用制度、国際通貨の成立についても妥当するものであろう。

さて、大谷禎乃介氏は、『資本論』第3部（巻）草稿の第5章「利子と企業利得」（現行『資本論』第5篇）の「5）信用。架空資本」の前半部分——Ⅰ）までの部分、現行『資本論』の第25～27章——は「信用制度概説」であるとされ、後半部分——Ⅰ）～Ⅲ）の部分、現行『資本論』の第28～35章——は、「信用制度下の利子生み資本」の考察であるとされる⁸⁾。そのように考えてよいかどうかはあとで検討しよう。

さて、大谷氏の議論において、現行『資本論』第25章の冒頭の文章——「信用制度とそれがつくりだす諸用具（信用貨幣など）との立ち入った分析は、われわれの計画の範囲外にある。…そのさい、われわれは商業および銀行業者信用だけを取り扱う」（新日本出版社、分冊⑩680ページ、下線は引用者による）——におけるエンゲルスの「書き換え」「書き入れ」——「立ち入った分析」、「商業および銀行業者信用」（マルクスの草稿では、「分析」とあり、また「商業信用」とある）——の意味についても、大谷氏の主張は検討すべき論点があるように思える。大谷氏は「商業信用という語で考えられているのは、広くみれば私的信用一般であり」（大谷②129、158の注9）、銀行信用も含むという解釈をされている⁹⁾。そうだとすれば、「商業信用」「銀行信用」という範疇がマルクスによっては十分に措定できていないことを示すものであろう。

さて、大谷氏のようにとらえるかは別にして、草稿第5章の「5）信用。架空資本」は、信用制度を利子生み資本の運動と関連させながら、「資本の一般的分析」¹⁰⁾の範囲内で論究しているものと考えられる。そのようにとらえると、2つのことが提起されるであろう。1つは、「一般的分析」における信用制度ではどのような内容、どのような項目が最低限入れられていなければならないか、また、マルクスの草稿で信用制度の最低限の諸項目の究明が完結しているかどうかを検討課題としてあるだろう。もう1つは、「一般分析」以上の「具体的な信用制度」がのちの検討テーマとして残されよう。後者についてはのちの節で論じよう。

筆者は信用制度を「資本の一般分析」の範囲内で論じる部分では、以下の諸内容、諸項目が入れられ、それらの理論が完結している必要があると考える¹¹⁾。

A) 信用制度の発展の2つの「前提」（支払手段としての貨幣の機能の資本主義的生産様式の発展による一般化と貨幣取扱業の発展）とその前提のうえでの銀行業の成立、B) 銀行に集まる預金の三つの源泉と銀行による現金による貸付、C) 預け入れられた現金の一部を準備金として銀行の銀行手形、銀行券による貸付（銀行信用供与の一形態）、D) 銀行への現金での預金による預金口座の形成とその口座の振替による生産資本家、商人の相互間の支払決済、E) 銀行の種々の貸出による預金の形成・創造（「帳簿信用」、銀行信用供与のもう一つの形態、これは「通貨の創造」である）、F) 「帳簿信用」（＝「預金の創造」）によって供与される銀行信

用と資本蓄積の一般的関連、以上6項目である¹²⁾。

2) マルクス草稿ではどこまで解明されているか

それでは、上記のA)～E)が草稿で十分に論述されているだろうか¹³⁾。A)～C)については、マルクス自身の文章で明確に述べられている。草稿、現行『資本論』から簡単に出所を示そう。A)については、草稿317上に次の文章がある。「単純な商品流通から支払手段としての貨幣の機能が形成され、資本主義的生産様式が発展するにつれて、信用システムのこの自然発生的な基礎は拡大され、一般化され、仕上げられていく」(大谷②159)。「貨幣取扱業者の特殊的機能としての利子生み資本あるいは monied Capital の管理、貨幣の貸借が彼らの特殊的業務になる。銀行業者の業務は、一方では、貸付可能な貨幣資本を自分の手中に大規模に集中することであり、他方では、彼らは、すべての貸し手に対して借り手を集中する。」(同169～170)。

B)については、草稿317上に「銀行が自由に処分できる貸付可能な資本は二様の仕方で銀行に流れ込む。一方では、生産的資本家たちの出納係として、銀行の手中には、それぞれの生産者や商人が準備ファンドとして保有する monied Capital または彼らのもとに支払い金として流れてくる monied Capital が集中する。他方では、銀行の貸付可能な資本は、貨幣資本家たちの預金によって形成され、最後に、ただ少しずつ消費しようとする収入も銀行に預金される」(大谷②171～172)と記述されている。C)については、318上に「銀行業者が与える信用はさまざまな形態で、たとえば、銀行業者手形、銀行信用、小切手、等々で、最後に銀行券で与えられることができる」(大谷②177)とある。

このように、A)～C)はいずれも、『資本論』第25章および第26章の冒頭に関する草稿(大谷氏の本では②の157～215ページの部分)の中にマルクスの文章を見出すことができる。しかし、D) E)については、大谷氏が「信用制度概説」の部分と言われる草稿の第5章第5篇「信用。架空資本」のI)以前の部分、とくに『資本論』の第25章と26章の冒頭部分(草稿では大谷②157～215)においては、マルクス自身の文章を見出すことができず、当時の種々の論者等からの抜書きで示されているだけである。以下の抜書きである。

まず、D)について、草稿の319下に、「フランス銀行が定期的に公表している統計(によって以下のことがわかる——奥田)・・・正貨、銀行券、口座から口座への振替(小切手によって当座勘定のうえで行われる振替)、のそれぞれによってなされた取引は、振替が58%、銀行券が35%、正貨7%であった」(大谷②182、『資本論』ではこの抜書きはカットされている)。また、J.W.ギルバートの『銀行業者の歴史と諸原理』(1834年)から次のような抜書きがある。「預金銀行は振替によって流通媒介物の使用を節約し少額の貨幣で多額の取引を処理することを可能にする。預金システムは、このように振替によって、金属貨幣の使用をすっ

かり取って代わるほどにまで仕上げられるかもしれない」（ギルバートの本 123～124 ページ、草稿 318 上、大谷 189——『資本論』では少し表現が異なる¹⁴⁾）。

また、E) については『資本論』第 25 章および第 26 章の冒頭に関する草稿の中から、二つの抜書きが認められる。一つは、J.W. ボウズンキトという人の『金属通貨、紙券通貨、信用通貨』（1842 年）からの次のものである。「預金は銀行券または鑄貨がなくても創造されることができる。銀行家が不動産所有証書等々を担保として 6 万ポンド・スターリングの現金勘定を開設する。彼は自分の預金に 6 万ポンド・スターリングを記帳する」（82～83 ページ、草稿 317 下、大谷② 166、『資本論』では J.W. ボウズンキトからの抜書きはカットされている）。もう一つは、先ほどのギルバートの本から次の抜書きがある。「銀行券を発行しない銀行業者でさえも、手形の割引によって銀行業資本を創造する。彼らは彼らの割引を、彼らの預金を増加させるのに役立つものにするのである」（ギルバートの本 119 ページ、草稿は 318 上、大谷② 185、『資本論』⑩ 691）。

このように『資本論』第 25 章および第 26 章の冒頭に関する草稿の中には、以上のような抜書きがあるのであるが、草稿のこの部分においては、D) E) に関するマルクス自身の文章はみられない。

D)、E) に関するマルクス自身の文章は、草稿のこの部分ではなく、大谷氏が「信用制度下の利子生み資本」とされる部分の草稿——5) 「信用。架空資本」のⅡ、『資本論』第 28 章、第 29 章——においてみられる。たとえば、D) についてはマルクス自身の次のような文章がある。「預金はつねに貨幣（金または銀行券）でなされる。・・他方では、商人たち相互間の（総じて預金の所有たちの）互いの貸し勘定が彼らの預金にあてた振り出しによって相殺され互いに帳消しにされるかぎりでは、預金は貸し勘定のそのようなたんなる記録として機能する・・」（草稿 338 上、大谷③ 180～181）。現行『資本論』では次の文章になっている。「預金は、いつも貨幣で——金または銀行券で・・なされる。・・（中略）・・預金は、預金者相互の貸方勘定が彼らの預金引き当ての小切手によって相殺され、互いに帳消しにされる限りでは、このような単なる帳簿上の記帳額として機能する」（『資本論』第 29 章、⑪ 812）。

E) については、マルクスの記述は D) についてよりも不十分ではないかと思われる¹⁵⁾。マルクスが貸出による「預金の形成・創造」を述べているのは、あるいは述べているように見えるのは、①「預金を超える当座貸越」（草稿 317 上、大谷② 174、『資本論』⑩ 687）、②「帳簿信用」（草稿 332 上、大谷③ 136、『資本論』⑩ 793）、③「彼らはこの預金で手形割引を受けたり貸付を受けたりする」（草稿 338 上、大谷③ 180、『資本論』⑪ 812）、であろう。まず③についてみよう。より詳しく文章を引用しよう。次である。「預金はつねに貨幣（金または銀行券）でなされる。・・この預金はつねに、一方では生産的資本家や商人（彼らはこの預金で手形割引を受けたり貸付を受けたりする——下線は奥田）の手中に・・ある」¹⁶⁾（草稿 338 上、大谷

③ 180)。

この文章は紛らわしい。これは銀行による手形割引、貸出による「預金形成」についての文章のようにも見えるが、検討が必要であろう。生産的資本家や商人の間の決済のこと、彼らどうしの前貸しも受け取れる。銀行が主体となった手形割引、前貸しをいつているのか、曖昧なのである。この部分の冒頭に「預金はいつも貨幣（金または銀行券）でなされる」という文章があることはそうではないことを言っているようにもみえる。銀行による手形割引、貸出による「預金の形成」は除外されているからである。預金の振替で産業資本家たちと商人の手形支払が行なわれること、彼ら（産業資本家たちと商人）の間での前貸しも、預金の振替で行われることを言っているともみられる。前貸しの主体が銀行であるとは必ずしも受け取れない¹⁷⁾。このことについての太谷氏の言及はない（太谷③の第9章において）。

次に、①の「預金を超える当座貸越」についても、貸出による「預金の形成」でない可能性がある。というのは、預金を超える当座貸越は現在では「預金形成」のかたちで行なわれるが、マルクスの当時は当座貸越も現金（金、銀行券）で行なわれる可能性が高いからである。銀行が現金ではなく、預金口座への振込によって当座貸越を行なっているか、草稿のいろいろな箇所をみてからでしか言えないだろう。すぐ上にみたように、「預金はつねに貨幣（金または銀行券）でなされる」とあるように、当座貸越が「預金形成」になるとマルクスが考えているかは疑問が残る。

マルクスが、はっきりと「預金の形成」を述べているのは「帳簿信用」に限定されよう。草稿の文章は以下である。「これまで前提されていたことは、前貸は銀行券でなされ・・・しかしこのこと（前提——引用者）は必要ではない。銀行は、紙券のかわりに帳簿信用を与えることができる。つまりこの場合には、同行の債務者が同行の仮想の預金者になるのである。彼は銀行あての小切手で支払い、小切手で受け取った人はそれで取引業者に支払い、この銀行はそれを自分あての銀行小切手と交換する（手形交換所）。このような場合には銀行券の介入はぜんぜん生じない」（332上、太谷③ 136、『資本論』⑩ 793、『資本論』では少し文章が異なっている）。しかし、マルクスが「帳簿信用」（＝銀行貸出による「預金形成・創造」）を述べているのは、太谷氏が言われる「信用制度概説」の部分ではなく、「信用制度下の利子生み資本の考察」とされる部分（現行『資本論』では第28章、⑪ 793）である。

以上のように、マルクスが自分の文章で「銀行の貸出による預金の形成・創造」について明確に述べているのはこの一か所にすぎなく、あとは文章が曖昧であったり、いくつかの抜書きにとどまっている。以前の拙稿¹⁸⁾で述べたように、銀行の貸出による「預金の創造」についての論述を完成させないと、総資本は大量の「貨幣材料としての金生産」（『資本論』第2巻第20章第12節参照）から「解放」されない。したがって、太谷氏が言われる「資本の一般的分析」の範囲内で信用理論を完結させるためにも、「銀行の貸出による預金の形成・創造」にまで進

んで論述を完成させなければならなかったはずである。その意味で、マルクスの第3部第5篇の草稿は未完のものであり、推測にすぎないが、マルクスがより長く生を授与されたとしたら第5章の第2稿を作成したであろうと思われる。

3) マルクス「信用。架空資本」草稿のとらえ方と『資本論』第Ⅱ部との関連

もう一点、大谷氏は草稿の第5章の5)「信用。架空資本」のⅠ)以前の部分を「信用制度概説」、Ⅰ)～Ⅲ)の部分を「信用制度下の利子生み資本」とされたが、筆者には、現行『資本論』の第28章、第29章——草稿では第5章の5)「信用。架空資本」のⅠ)Ⅱ)——も、利子生み資本を扱いつつ「一般分析」の範囲で、銀行資本が作っていく信用制度について論じているものと考えてよいのではないと思われる¹⁹⁾。それが前に示したA)～E)の諸内容、諸項目であったと考えるのである。草稿Ⅲ)の部分のうち、現行『資本論』の第30～32章に相当する部分（「貨幣資本と現実資本」）は「独自課題」を扱ったとみるのが適当ではないだろうか²⁰⁾。第25章以降の諸章は「資本の一般的分析」の範囲で、銀行業資本によって媒介された利子生み資本（具体的には銀行資本）を扱いつつ信用制度について論じたものであり、その中で第30～32章は「独自課題」とみられないだろうか。さらに、『資本論』第33～34章に相当する草稿（草稿Ⅲ）のうちの後半部分も、利子生み資本を扱いつつ信用制度についての叙述を補完するためのものであると考えるのが至当ではないだろうか²¹⁾。信用制度と切り離して「利子生み資本」を理論化したのが現行『資本論』第24章までで、25章以下は銀行業者のもとに集積された「利子生み資本＝貨幣資本」が、銀行業者によって具体的な運動が与えられ、それが信用制度を作っていくことを解明したものではないだろうか。第25～27章の部分を「信用制度概説」として、この部分だけを取り出して信用制度について論じるということではないように思える²²⁾。

なお、筆者の前稿²³⁾でも述べたが、「貨幣資本と現実資本」は、銀行の貸出による「預金の形成」を前提に論じるべきであり、そうでなければ、貨幣資本と現実資本の実際の関連は把握できないであろう。その際、次のことが考慮されなければならなかったと思われる。1870年代から80年代の信用制度に関する新たな諸事象を踏まえ、それらを理論化する作業の必要である（マルクスの「信用論」に関する草稿の執筆は1865年末）。つまり、銀行券の流通は相対的に少なくなり、「預金通貨」が次第に増加するという事態を念頭に「貨幣資本と現実資本」について、論述が深められなければならないだろう。

さらに、次の点も考慮されなければならない。『資本論』第2部（巻）の再生産論を前提に第3部の信用理論を展開する作業である。現存するマルクスの第3部第5篇の草稿は、『資本論』第2部の第1草稿を除いて、第2部の他の諸草稿以前に執筆されたものであり、第3部第5篇の草稿は再生産論を十分には踏まえて書かれたものではない。とくに、前拙稿で論じた再生産

に伴う貨幣流通・貨幣還流についてはそうである。エンゲルスの方は第3部の編集の前に第2部の編集を完了しており、マルクスの再生産論を知っているのであるが、マルクス自身は第3部草稿の執筆時点は再生産論では第2部第1草稿までの内容を把握できただけである²⁴⁾。再生産に伴う貨幣は生産資本家から投じられなければならないが、生産資本家はすでに貨幣を保有しているか、銀行から借入れなければならない。銀行が銀行券で貸出をおこなえば、現金（金地金、金鑄貨）はかなり節約されるが、さらに、銀行が貸出によって預金を形成・創造すれば、現金はいっそう節約される。先ほど述べたように、総資本は大量の「貨幣材料としての金生産」から「解放」されるのである。銀行の貸出による「帳簿信用」の拡大＝「預金の創造」が重視されなければならない所以である。

以上がマルクスの草稿における「資本の一般分析」の範囲内における信用制度であった。

補注) 銀行資本家によって媒介された利子生み資本の展開

本文の注7) で記した「1861～1863年草稿」にあった文章に関連して、利子生み資本と信用制度との関連を補注として以下に詳細に記しておこう。

①「利子生み資本」の範疇化

『資本論』第3部（巻）の草稿、第5章「利子と企業利得（産業利潤または商業利潤）とへの利潤の分裂。利子生み資本」の1)～4)——マルクスは4)を5)と誤記²⁵⁾（現行『資本論』では第3巻第21章～第24章）——における「利子生み資本」は、「古風な形態」の利子生み資本としての高利資本（大谷④449、⑪第36章1036）から「近代的な利子生み資本」へ転回をとげたものである。高利資本そのものにはこの転回を促す諸契機は含まれていない。その転回をもたらしたものは生産様式の転回である。草稿の6)「先ブルジョア的なもの」（『資本論』第36章）に次の文章がある。「高利は生産様式を変化させないで寄生虫としてそれに付着し、それを困窮させる」（大谷④457、『資本論』では表現が少し異なっている——以下でも同様、⑪1042）。また、「信用制度の発展は高利に対する反作用として実現される。・・・このことが意味しているのは、利子生み資本が資本主義的生産様式の諸条件と諸要求に従属するということ・・・である。だいたいにおいて利子生み資本は現代の信用制度のもとでは資本主義的生産様式の諸条件に適合させられる」（下線はマルクスによる。大谷④475、『資本論』⑪1048）とある。

このようにして、生産様式の転回によって近代的な利子生み資本の範疇が措定されるのであるが、その措定は何らかの具体的な金融的資本（例えば銀行業資本）を分析して範疇化されたものではない。平均利潤率の形成を前提に演繹的に措定された範疇であると考えられる。

②利子生み資本論における主体としての「資本家」——主体の呼称（第21章の草稿から）

ところが、利子生み資本は、そのままでは抽象的で存在していない、定在していないのである。なんらかの「資本家」を媒介にして定在するのである。利子生み資本は、何らかの「資本家」によって所有されており、それが彼によって手放され、後日「資本家」に利子が付けられて還流し、利子生み資本として機能するのである。利子生み資本論には「主体者」が付与されなければならない。しかし、第21章から第24章までの草稿の利子生み資本論においては、その「主体者」が理論的に明確には措定されていない。「主体者」は草稿ではいろいろな名称で呼ばれている。第21章の草稿と『資本論』の第21章において、はじめの部分では「貨幣所持者」（貨幣所有者）となっていたのが、「貸付資本家」となり、次第に「貨幣資本家」となっている²⁶⁾。例えば、次のように表現される。「貨幣資本家が貸出期間のあいだ譲渡して、借り手である生産的資本家に譲る使用価値とはなにか？」（大谷①200、⑩594）、などである。

③利子生み資本論（第21～24章までの）における「主体」から第25章における「主体」

しかし、ここでは利子生み資本の「主体者」（＝貨幣資本家）は、具体的・歴史的な規定性を付与されていない。第21～24章の草稿においては抽象的な規定にとどまっている。「主体者」の具体的・歴史的な規定性を付与されるのは、草稿の5）「信用。架空資本」のI）以前の部分、『資本論』第25章の草稿部分においてであり、それは、銀行業者として規定される。

生産様式の転回によって、「近代的な利子生み資本」を体現する銀行資本家が歴史的に誕生してくるのである。そのことを示すように、草稿6）の「先ブルジョア的なもの」に次のような文章がある。「高利に対するこの激しい攻撃——あるいは利子生み資本の産業資本への従属・・は、資本主義的な生産様式のこれらの条件をつくりだす有機的創造物の、[すなわち]現代の銀行制度の先駆でしかないのであって、この銀行制度は、一方ではすべての死蔵されている貨幣準備を集中してそれを貨幣市場に投じることによって高利資本からその独占を奪い取り、他方では信用貨幣の創造によって貴金属そのものの独占を制限するのである」（大谷④485、⑪1056）。この文章の「利子生み資本の産業資本への従属は・・現代の銀行制度の先駆でしかない」という表現は、「利子生み資本の古い形態（＝高利資本）」が、資本主義的生産様式の進展とともに再編されて、あるいは廃絶されて、近代的な利子生み資本が登場してくること、それが銀行制度の先駆けであると言っているように解釈できる。

小論の本文において、「1861～1863年草稿」の「産業資本が利子生み資本を自分に従属させるほんとうのやり方は、産業資本に特有の形態——信用制度——の創造物である」という文章を引用したが、この引用文は上の資本主義的生産様式（＝産業資本）が「古風な」利子生み資本を駆逐して、銀行制度と信用制度をつくりだすということを言っていたのである。

④銀行資本家によって媒介された利子生み資本の展開——信用制度の改革

さて、第25章の草稿部分に至ってはじめて、マルクスは銀行業資本を分析対象に据えて、信用・信用制度論を論じ始める。草稿のその部分以前では平均利潤率の形成を前提に利子生み資本論が演繹的・抽象的に論じられていたが、それとは異なって、ここでは具体的な銀行資本の運動・展開による近代的な信用制度の形成・構築過程が論じられる。また、信用制度の整備過程で銀行資本も新たな諸規定を受けることが論じられる。

以上のように、『資本論』第21章から24章の草稿の利子生み資本は、銀行資本を分析して範疇化されたものではないが、それは銀行資本にもっとも適合的なものである。

「近代的な利子生み資本」は銀行資本家に媒介され、それにふさわしい信用制度において展開されていく。前述のように利子生み資本はそのままでは抽象的で存在しえないのである。銀行資本家に媒介されて運動していくのである。その運動過程において銀行資本も変化をとげていく。と同時に、銀行資本家によって媒介された利子生み資本は、その展開によって信用制度に新しい諸特徴を付与していき、近代的な信用制度を徐々に完成させていく。

したがって、大谷氏が言われるような「信用制度概説」が論述されて、そののちに「信用制度下の利子生み資本」の分析があるのではないと思われる。マルクスの第3部第5章の草稿は他の章の草稿と比べても完成度の低い草稿であるから、マルクスが諸所で記している論述の進め方（とくに、『資本論』第27章の草稿の末尾に近いところにある「いまわれわれは、利子生み資本そのものの『信用制度による利子生み資本への影響、ならびに利子生み資本がとる形態』の考察に移る」大谷②299、⑩764という文章）についても、こだわり過ぎず、大局的な視点から見直す必要があろう。草稿はマルクスによって見直される可能性もあったのであるから。本来、利子生み資本、銀行資本と信用制度は相互不可分、相互前提的なのであり、それぞれの相互連関を有機的に捉える必要があろう。

II、諸金融機関と諸金融市場——「一般的分析」を超えた信用制度

前節で論じたように、『資本論』体系（草稿を含む）における「利子生み資本・信用論」は「資本の一般的分析」の範囲内のものであった。つまり、現行『資本論』の第25章から第35章までの部分（および草稿のその部分）は、「一般的分析」の範囲内で信用制度の発展に関する諸内容が、銀行資本と関連させて論じられていると考えられる。そうすると、「一般的分析」の範囲内の信用制度とは異なるより具体的な信用制度の分析が必要になろう。マルクスは『資本論』体系においてその部分がどのような内容を含むのかは何も記していない。この部分は「一般的分析」ではないが、マルクスの経済学批判プランの後半に属するのではなく前半部分の信用制度についての「具体的・特殊的分野」であろう。当時、マルクスが表象に浮かべていた事

態を、のちの世代のわれわれが分析し、その課題を果たさなければならないのである。

また、この部分を踏まえなければ、中央銀行、国内決済制度の十分な考察は不可能であろう。さらに、それを踏まえて中央銀行、国家の諸金融市場への反作用が考察されなければならないだろう。後者の「反作用」については、のちに中央銀行について論じたあとに論じることにし、この第2節では前者の「具体的特殊的分野」について論じよう。

さて、「具体的・特殊分野」として、どのような項目について論じるべきであるかを考えなければならない。筆者は、諸金融機関の成長と諸金融機関が作り出し、諸金融機関がそこで活動する諸金融市場の発展・整備について論じるべきであろうと考える。ただし、諸金融機関のあり様、諸金融市場のあり様は各国ごとに差異がある。本節では、主にイギリスの諸金融機関、諸金融市場について簡潔に述べ、補足的にドイツの諸金融機関、諸金融市場についてごく簡単にふれよう²⁷⁾。

イギリスでは、産業革命を経て19世紀中期から株式銀行が主力になり、銀行業務においては発券業務よりも預金業務へ重点が移行していく。銀行信用は発券から「帳簿信用」（＝「預金の創造」）のかたちでの貸付、また当座貸越に移っていった。次節で論じる1844年のピール条例により、市中銀行の銀行券発行が制限されたこと、また小切手流通の広がり、それを促進させ、銀行券の利用の低下が進展していった。さらに、預金業務によって遊休貨幣を集め、帳簿信用（預金創造）によって産業等の資金需要に応じていった²⁸⁾。また、別稿で論じるが、19世紀中期以後、産業革命をうけて外国貿易が進展し、貿易手形の引受を行なうマーチャント・バンカー、貿易手形、商業手形を割引くビル・ブローカーが成長していった。

これらのイギリスの金融諸機関の発達を受けてイギリスには5つの金融市場が成長していった。以下である。1) マネーマーケットで、ロンドン手形交換所加盟銀行などの金融機関が一時的な余裕資金をコールとして放出する市場、2) 商業手形、銀行引受手形、貿易手形などの割引市場、3) 資本の発行市場で株式、社債の市場、4) 資本の流通市場、すなわち株式取引所、5) 外国為替市場、である²⁹⁾。

これらのうちの短期市場での諸金融機関は、主に商業銀行、ビル・ブローカー、マーチャント・バンカー、イングランド銀行である。商業銀行などはコール資金を放出し、それを割引業者（ビル・ブローカー）が取り入れ諸手形を割引くのである。普通の企業はマーチャント・バンカーあるいは国内の銀行に手形を引き受けてもらわなければ手形を割引いてもらうことができず、マーチャント・バンカーは国内商業手形ばかりでなく貿易手形も引受け、ビル・ブローカーはこれらの手形を割引き、これらにおいて全体としてイギリスの短期金融市場を作っていた³⁰⁾。ところで、割引市場における国内手形は次第に少なくなっていった。それは、企業等には商業銀行の当座貸越の形式で貸出が進んだこと、商業手形の方が当座貸越の金利よりもコストが高くなったからだという。代わって外国で振り出された外国手形をマーチャント・バン

カー、銀行が引受け、それが割引市場で割引かれることが多くなっていった³¹⁾。なお、割引市場へコールローンを放出していた市中銀行の資金不足が生じたとき、銀行はコール資金を回収することになるが、市中銀行の資金不足に対してイングランド銀行は銀行に対して貸出を行わず、割引業者がイングランド銀行から資金融通を受けるのが通常であった。これが、当時のイングランド銀行の「最後の貸手機能」であった。そのような場合、割引利率は上昇し、全体として短期利子率が上昇する³²⁾。このように、割引市場は他国とは異なるイギリスの短期金融市場の特有の性格を有していた³³⁾。

短期金融市場は以上のようなものであるが、長期資本市場は国債、外国証券、鉄道株などの発行、売買を中心に発達した。国内製造業の長期資本の調達はそのほど多くなく、投資は主には蓄積資本によっていたが、イギリス産業の独占形成期をむかえると、次第に製造業者の証券発行も増加していった。第1次大戦前においては、概して海外による資本発行が国内の資本発行を上回っていた³⁴⁾。ロンドン資本市場ではマーチャント・バンカーが主に発行を引受け、金融会社、保険会社、投資信託会社等が投資機関を構成していた³⁵⁾。そして、ロンドン株式取引所において公債、外国証券、国内証券が取引されていた³⁶⁾。

以上のイギリス資本市場はドイツ、アメリカのそれとは異なるものである。預金銀行との関連が薄く、その市場においては独立的な専門的諸金融機関が発達していった。また、マーチャント・バンカーも含め資本市場に参加している諸金融機関の資本力は大きくなく、発行主体の動向や繁栄などよりも売買益に重点がおかれて、投機的取引も発生しがちであったという³⁷⁾。

以上のイギリスの諸金融機関と諸金融市場に対して、ドイツの金融機関、金融市場はごく簡単にまとめれば以下のようなものである。ドイツの金融構造において、中心的な地位を占めているのは「信用銀行」と言われる「兼営銀行」である。すなわち、商業銀行としての業務とともに、「企業の創業や証券の引受・発行、証券の売買も行なう」³⁸⁾のである。しかも、貨幣取扱業務が顧客の「交互計算預金勘定」によって行なわれるという。イギリスの商業銀行とはかなり異なっている。顧客の受取、支払、取立、送金などの支払取引によって生じた銀行と顧客の債権債務関係が、期間を定めて差引・清算され利子・手数料が「交互計算預金勘定」に記帳される。この記帳によって銀行の顧客への貸付が進展していくという。「交互計算信用」である。しかも、この「交互計算信用」が繰延べされることにより長期貸付になり産業金融になっていった。長期貸付は、銀行による顧客の営業状態の把握を余儀なくさせ、それが顧客の貸付の返済や設備投資のための証券発行を銀行が関与していくことになっていった³⁹⁾。交互計算信用が長期化するなかで、銀行はそれを株式や社債に転換する業務に関わり、証券の発行、売り出しを行なって貸付の流動化、回収が行なわれるのである⁴⁰⁾。「ベルリン大銀行を中心とする信用銀行の、交互計算貸付による産業金融の拡大がドイツの重工業化や資本の集積・独占の形成を信用制度の側から強力に支援する大きな役割を果たした」⁴¹⁾と言われ、交互計算信用がドイツの兼営

銀行化の素地を作っていたのである⁴²⁾。

以上、イギリスとドイツの諸金融機関、諸金融市場の概略をみてきた⁴³⁾が、それぞれの国の中央銀行の誕生・設立が、さらに反作用を及ぼし、それぞれの国の諸金融機関、諸金融市場が規定されていく。

Ⅲ、中央銀行と国内決済制度の完成（プラン後半体系における一分野）

1) 『資本論』とイングランド銀行券

『資本論』第3部（巻）およびその草稿のいろいろな箇所において、イングランド銀行券、イングランド銀行が出てくる。たとえば、『資本論』第25章では、「たいていの国では、銀行券を発行する主要銀行は、国家的銀行と私営銀行との奇妙な混合物として実際はその背後に国家信用をもち、その銀行券は多かれ少なかれ法定の支払手段である」（⑩ 688——草稿では318上、大谷② 178）と、第28章には、「イングランド銀行手持ちの有価証券・・が増加する時期には同行の銀行券流通高が減少し・」（⑩ 781、草稿大谷② 118）とある。また、草稿325a（大谷② 258～263）にはイングランド銀行の割引率、地金、銀行券に関する大きな表が抜書きされている。実に、イングランド銀行、イングランド銀行券についての記述は枚挙がない。

しかし、『資本論』、草稿において、イングランド銀行、中央銀行が理論的に論じられ、中央銀行が一つの範疇として措定されているわけではない。資本についての「一般的分析」において、所与のものとして論じられている。したがって、改めて中央銀行の理論的措定・範疇的措定がなされなければならない。しかし、マルクスはそれを行っていないし、いわゆる「経済学批判体系プラン」においても、「中央銀行」という項目を記していない。そこで、後世のわれわれがそれらの作業を行わなければならない⁴⁴⁾。

「経済学批判体系プラン」は、マルクスが経済学の研究を進めていく際の一応の「見直し」をメモしたものであり、時期を経て何度か書き換えられていった。実際にマルクスが著述作業を進めていく過程でプランはかなりの変更が加えられた。マルクスは『経済学批判』の序言でそれまでのいくつかのプランを、「資本・土地所有・賃労働、国家・外国貿易・世界市場という順序で考察する・・第1部は資本を論じるが、その第1篇は次の諸章から成り立っている。（1）商品、（2）貨幣または単純流通、（3）資本一般」⁴⁵⁾とまとめる。

しかし、現在、多くの論者は『資本論』の執筆途上で、マルクスは以下のようにプランを変化させていったものと考えている。『資本論』の執筆を始める以前、『1861～63年草稿』までは、マルクスは『資本論』の範囲は「資本一般」として研究を進めてきか、以後、「多数資本」の導入によって、以前のプランを変更し、「資本一般」を放棄して諸資本の競争、土地所有、賃労働も含めて「資本の一般的分析」に進んでいった、と⁴⁶⁾。つまり、「資本の一般的分析」に

必要なかぎり、諸資本の競争、土地所有、賃労働も含まれるようになったのである。

それでは、プラン後半は変えられていったのであろうか。マルクスは『資本論』初版の完成後、『資本論』第1部（巻）の新たな版のための改訂準備、第2部の草稿を書くこと（第3部草稿の大部分は第1部初版の完成前に書かれていた）に専念していき、後半プランについてはほとんど言及することなく、大枠においては以前のまま残されたであろうと考えられる⁴⁷⁾。

このことを前提に、われわれは中央銀行の範疇措定のための理論考察を行なわなければならない。先に記したようにマルクスは、プランにおいて中央銀行という項目を記していないが、『資本論』、その草稿の多くの箇所において中央銀行について触れている⁴⁸⁾。

2) 国家と中央銀行

論点は、国家规定を入れないでプラン前半の延長として中央銀行を論じるかどうか、あるいは、どのような国家规定を入れて中央銀行を論じるかである⁴⁹⁾。筆者は、国家规定を前提として中央銀行を論じるべきであろうと考える。国家を前提にしなければ、「発券の集中」、「政府の銀行」、「金融政策」、「最後の貸手」はもちろん「自国通貨の管理」という中央銀行の役割を十分に論じられないと考えるからである⁵⁰⁾。端的に、「政府の銀行」としての機能は国家の成立が前提であるし、どのような金融政策を実施するかは国家意思が出来上がっていなければ定まらない。また、どのような通貨・為替制度を採用するかはもちろん、日々の自国通貨の管理（例えば、為替市場介入）は国家を前提にしなければ明らかにならない。さらに、現在で言えば、ドル体制の成立と維持は、諸国家の体系とアメリカ国家の存在を前提に論じなければならないだろうからである。

したがって、それらの中央銀行の諸機能・役割を論じる前に国家そのものについて論じておかなければならない⁵¹⁾。その際、マルクスの「経済学批判プラン」における国家の直前の項目は何かということが重要である。前に記したようにマルクスは、以前のプランを変更して「資本一般」を放棄し、諸資本の競争、土地所有、賃労働の一部も含めて「資本の一般的分析」に進んでいったと考えられるが、『資本論』第3部（巻）とその草稿の最後で論じられているのは、「三位一体的範式」「諸階級」（『資本論』第3巻第7編（「諸収入とその源泉」）である。その第7編では、これまでに（プラン前半で）論じられてきた「資本主義的社会的内的編成」の転倒的姿——「資本制的生産様式の神秘化が、社会的諸関係の物化が、素材的な生産諸関係とその歴史的・社会的規定性との直接的な癒着」⁵²⁾——が示され、諸階級も分配関係から説明されるという転倒性をもって現れてくることが論じられて⁵³⁾、プランの前半が閉じられる。それを受けて後半体系のはじめに「国家」が位置づけされる。

後半体系の冒頭において表象されている事態は、上にみた資本制社会の「転倒的姿」であり、諸階級の存在とその重層的対立である。このようなブルジョア社会の事態が必然的に国家を創

出するのである。しかし、マルクスは、1860年代以降に執筆した『資本論』とその諸草稿、ノートなどにおいて国家が形成される経緯、国家の本質について論じることはほとんどなかった。したがって、マルクスがどのようにして国家が創出されるか、国家の本質についてのマルクス自身の文章は『ドイツ・イデオロギー』（1840年代中頃に執筆）の表現に頼らざるを得ない。『ドイツ・イデオロギー』において次のように記されている。「特殊な利益と共同の利益とのこの矛盾から共同の利益は国家として、——現実的な個別のおよび総体的利益から切り離されると同時に幻想的な共同性として独立した——形態をとるようになる」（マルクス・エンゲルス全集、大月書店③ 29ページ、服部文男監訳『新訳ドイツ・イデオロギー』新日本出版社、1996年、43ページ、なお服部版によると、この文章はエンゲルスの注記である）。「国家という形態において支配階級の人々は彼らの共通の利益を押し立て、そして一つの時代の全市民社会はその形態のなかでまとまる。・ ・ ・ あらゆる共通の制度は国家の手を介してとりきめられ、なんらかの政治的な形態をもたせられることになる。法というものが、あたかも意志、しかもその現実的土台からもぎはなされた、自由な意志にもとづきでもするかのような幻想はそこからくる」（全集版 58ページ、服部監訳版 101ページ）。

かくして、国家は成立して、国家機構——強力装置、官僚機構（国家の事務局と徴税担当者）、代議制機関、裁判所等——をもつようになる。内戦を伴うような形で構築されてくる近代国家の初期には、はっきりとむき出しの強力装置と官僚機構が前面に立ち、国家が成熟してくると代議制度、裁判所等の機構が整備されてくる⁵⁴。「平和」的に徐々に近代国家が形成されてくる場合も、その中心に強力装置と官僚機構が位置していることには変わりがない。

さて、国家意思による諸制度の構築、諸政策の実行には国家による支出を伴う。諸政策の実行にはいつも強力装置を伴うことはないであろうが、何らかの官僚機構、議会、裁判所の動員を伴うことは避けられない。そうであるなら強力装置の発動がなくても、諸制度の整備、諸政策の実行には租税が前提で国家による徴税機構が存在する。

また、国家が諸制度を整備してくると、国家意思は法制化される。法制化過程においては、いくつかの階級・層の意思は否定され、支配的な階級・層の意思が貫徹していく。「共同意思」と言われるものはそうしたものであり、真の意味の共同意思ではない。しかし、法制化された意思、諸政策がその社会の諸矛盾を激化する、あるいはそれなりの「合理性」を有していないなら、新たな諸矛盾をめぐって、「合理性」の確保をめぐって、新たな対立、論争を生み出し、その時点で「合理性」を提示した階級・層の意思が法制化されていく。さらに、いずれにしても、法制化によって具体化された国家意思を、社会の諸階級・層が受け入れるイデオロギーが形成されなければならない。イデオロギーが独自の役割を果たすし、諸階級の「物質的諸関係」に根差した対抗的イデオロギーも生まれてくる⁵⁵）。

以上の国家の規定とそのような国家の経済の諸関係への影響、つまり、国家の経済的諸過程

への影響（＝国家の経済的力能）が、次に論じられなければならない。一部は『資本論』においても言及された。われわれは、やっと中央銀行の設立、中央銀行の諸機能、金融政策について論じられるところに来た。

中央銀行の設立、中央銀行の諸機能、金融政策もそうした国家の「経済的力能」の一種であり、中央銀行の諸機能、諸政策の背後に、強力装置、官僚機構などをもつ国家がある（強力装置などの権力的機構が動員されることはなくとも）。ただし、中央銀行の設立、諸機能、金融政策が一定の経済的「合理性」をもっていないてはならない。「合理性」がなければ、それらは受け入れられないだろう⁵⁶⁾。この場合の「合理性」とは、効率性、生産性の向上の利益が「社会全体の利益」のように見え、それを他の諸階級・層が社会的制度・政策として受け入れる諸過程が必要である。イギリスにおける通貨学派と銀行学派の対立もそうした諸過程において生じた支配階級内の諸層の対立が表面化したものである。

3) 中央銀行の諸機能

高山洋一氏は、中央銀行の諸機能として、『資本論』における中央銀行に関する記述として、「政府の銀行」「発券の集中・独占」「国民的金準備の保管者」「銀行の銀行」「最後の貸手」「金融政策の主体」を指摘されている⁵⁷⁾。しかし、以下では、イングランド銀行の中央銀行としての再編過程を、国内決済制度の整備の視点からこれらの機能の順番を変えつつごく簡単に記しておこう。イングランド銀行の中央銀行としての再編過程とイングランド銀行の諸機能とそれに基づく国内決済制度の整備は、国家の経済的諸過程への反作用、影響（＝国家の経済的力能）の一部なのである。

イングランド銀行は創立当初、独占的に銀行券発行を行なっていたわけではない。他の銀行も銀行券を発行していた。ロンドン以外の地方では、地方銀行の発行する銀行券が主に流通していた。ただ、イングランド銀行が国王の特許状により創設され、大規模であったので、イングランド銀行券は他の銀行の発行する銀行券よりも信用度が高かった。そして、1833年にイングランド銀行券は唯一の法貨として認められるようになる⁵⁸⁾。

イギリスにおいて発券制度が整備されるのは、通貨学派と銀行学派の論争を経て成立した1844年のピール条例である。イギリスはすでに1816年に金本位制を採用しており、ピール条例は通貨学派の主張に沿うように正貨流通を原則とし、これによって最終的な金本位制が確立されたとみなしうる。ピール条例はイングランド銀行券の一定額の保障発行を認めたが、それ以外は金準備が必要とされた⁵⁹⁾。また、他の銀行による発券が抑制された。さらに、この条例によって発行部と銀行部が分離された⁶⁰⁾。かくして、イングランド銀行券が現金としての地位を高めていくとともに、他の銀行はイングランド銀行券を支払準備として銀行券を発行したり、余裕資金をイングランド銀行に預け入れるようになっていった。つまり、イングランド

銀行は他の市中銀行の支払準備の保管者となっていったのである。このような事態を背景に、1854年には市中銀行は小切手・手形交換尻など銀行間決済をイングランド銀行にある口座の振替によって行うようになった⁶¹⁾。

イギリスの市中銀行は支払準備を厚くしており、資金不足の場合には割引市場に放出しているコール・ローン回収することで対応し、イングランド銀行は市中銀行への貸出をほとんど行わず、ビル・ブローカーなどの割引業者へ融資するのが通常であったとされる。これが、イングランド銀行の「最後の貸手機能」と言われるものである⁶²⁾。また、イングランド銀行は、名誉革命後の財政窮乏を救う役割を担わされて創設され、当初からイングランド銀行は政府の預金勘定をもち、「政府の銀行」としての役割を付与されていた⁶³⁾。

イングランド銀行の金融政策は、ピール条例の「原理」を貫くために、金流出を防止するか、流入を誘引するために実施された公定歩合政策が中心となった⁶⁴⁾。割引業者は、市中銀行が放出するコール・ローンから資金を得られない場合、イングランド銀行からの融資を受けるのであるが、この公定歩合はコール・ローンの利子率よりも高く、割引市場全体の利子率を引き上げる。これによって、海外との短期資金移動が生じ、金の流出が防止され流入が促されるのである⁶⁵⁾。

以上、中央銀行の諸機能を、イングランド銀行を中心にみてきたが、ピール条例に典型的に表われているように、当時の特定の支配的な階級・層の意思が国家意思として、ピール条例として法制化され、それがイギリスの金融制度の構築をもたらした。のちの金融政策はピール条例の「諸原理」が守られるべく実施されていった。1840～50年代のイングランド銀行とイギリス金融制度の再編はピール条例という法制化なしには実現しなかったのである。国家範疇を前提に中央銀行、金融政策を考察しなければならない所以である。

IV、「外側に向かったの国家」と国際通貨

前節で中央銀行の設立によって国内の金融制度、決済機構の整備が完了していくことをみた。それは国民通貨の成立でもある。次にわれわれは国際通貨をみていくことになるが、国民通貨、国際通貨をマルクスの経済学批判のプランにしたがって論じることになると、国家の「外側に向かったの国家」について論じなければならないであろう。これについては吉信肅教授が多くのことを論じられている⁶⁶⁾。「外側に向かったの国家」について論じることになれば、それとともに国民経済範疇が措定されるとともに、外国貿易、世界市場などの諸範疇が措定可能になってくる。

吉信教授は『ドイツ・イデオロギー』の次の文章に注目される。「それ（市民社会）は・・外にたいしては国民として認められ、内にあっては国家として編成されざるをえない」（『マル

クス・エンゲルス全集』大月書店、第3巻32ページ、吉信教授は服部文男監訳の本（100ページ）から引用され、「ブルジョア社会は外に向かつては国民性として現われ…」となっている）。一つのブルジョア社会が国家によって総括されると外側には国民性、経済の国民性、国民経済が現われるのである。「これは、諸国家のそれぞれの基礎的範疇への影響が反省として相互に区別しあうということである」⁶⁷⁾。具体的には、国民的産業構造、国民的価値、国民的労働生産性、国民的利子率、国民的通貨などの現われである⁶⁸⁾。この中に国民的通貨が入っている。各国の中央銀行が国民的通貨を総括するのである。世界市場には多数の国家があり、多数の国民通貨が存在する。多数の国家は「外側に向かつて」互いに対峙し、あるいは支配従属関係、植民地にたいする支配等の環境をつくりだし、その中で、外国貿易、对外投资などが行なわれ、それを受けて国際通貨が登場してくる。

つまり、国際通貨範疇が指定されるためには、「国家が外側に向かつて」存在し、それによって総括された国民経済を前提にした外国貿易、对外投资などが解明され、経済学批判体系がさらに上向されなければならない。そのさい、経済学批判体系の後半プランのそれぞれの分野にも基礎理論があるということが重要である。後半の諸項目についての具体的諸事情の解明に終わるものではない。財政には財政の基礎理論が、貿易には貿易の基礎理論が、国際通貨には国際通貨の基礎理論があるのである⁶⁹⁾。それらの基礎理論においては国家が直接、全面的に現われることはない。原理的、基本的な諸項目がまず論じられなければならない。例えば、国際通貨範疇を指定するまでには、貿易取引、その決済のための為替取引の発展の経緯、為替相場、為替手形の引受業務などの基本的諸項目が論じられ、それを受けてマーチャント・バンカー、植民地銀行・海外銀行の展開が論じられなければならない。上に記したように、外国貿易自体もそれが論じられるためには、複数の国家、互いに対峙している国家、支配従属関係にある諸国家を踏まえられなければならないし、マーチャント・バンカー、植民地銀行・海外銀行の設立・展開を論じる際には、国家、「外側に向かつての国家」がいろいろに登場してくるし、あるいは前提になっているのである。

ところが、それらについてはマルクスは断片的にしか言及していない。別稿でみるように、マルクスが具体的にみていた外国貿易は「委託販売制度」であった。また、外国貿易の決済については、世界貨幣次元のそれを越えて、ロンドン宛の手形の売買以上には、近代的な外国為替によるものとしてはとらえることができなかった。マルクスが『資本論』草稿を執筆していた時代的制約である。したがって、われわれは、外国貿易の様式の進展、それに対応しての貿易決済の近代化を確認して国際通貨範疇を指定していかななければならない。次の論稿がそれに当てられる。そこで詳述しよう。

(2019年6月30日脱稿、7月26日一部見直し)

注

- 1) 大谷禎乃介氏は、「利子生み資本を対象とする理論と信用制度を対象とする理論とを包括的に呼ぶときには『利子生み資本・信用制度論』とでもするほかはないだろう」と言われる（大谷禎乃介『マルクスの利子生み資本論』桜井書店、2016年、全4巻の第1巻、82ページ、小論の以下において同書を引用する場合は第1巻を①とし、ページは数だけを示す。大谷①82というように）。ここでは、簡略的に「利子生み資本・信用論」とした。——筆者は小論で大谷氏とはいくつかの点で異なる見解を出している。小論の脱稿後、ある雑誌の7月号の広告紙面で大谷禎乃介氏が本年4月末に亡くなられていたことを知った。謹んでご冥福をお祈りしたい（7月29日）。
- 2) マルクス信用論を論じる研究者において、次のような趣旨の表現がなされることがときどきある。「新たな金融現象にまっさきに意識が向き、一部を除く「マルクス経済学者」の大半が、（『資本論』の）妥当性を事実上否定する結果に陥っている」（『経済科学通信』No.147、2019年1月、45ページ——宮田惟史氏の論稿）という指摘などである。「新たな金融現象」とは具体的にどのような事象を言われるのかわからないが、筆者は自問の機会を与えられることになった。大谷禎乃介氏の次の文章もそれに類似するものとも読める。『『資本論』はこれらの新しい諸形態や諸現象の分析に及んでいないのだから、という理由で、それらの新しいものを見せている最新の時期だけを切り取って、それを「現代」として扱おうとする志向が生まれる』（『資本論草稿におけるマルクスの苦闘を読む』桜井書店、2018年、30ページ）。これらの文章は、それなりの「正当性」をもっていると思われるが、言葉足らず、もっと多くのことを説明しなければならないのではないだろうか。
- 3) これについては、拙書『ドル体制とユーロ、円』日本経済評論社、2002年、第1章「世界貨幣と国際通貨」をみられたい。
- 4) いわゆる「プラン問題」が参考になるが（吉信肅「経済学批判体系と『資本論』」宇佐美・宇高・島編『マルクス経済学体系Ⅱ』有斐閣、1966年、所収、『経済学辞典 第3版』（岩波書店）の佐藤金三郎氏の「プラン問題」の稿参照）、改めてマルクスの時代の経済学はどのようなものでなければならなかったか、現時点で再考することも必要であろう。
- 5) 草稿第5章の編成と現行『資本論』の対応については、大谷前掲書①45～46ページ参照。なお、小論で『資本論』からの引用は新日本出版社の訳本を利用した。以下のように示したい。例えば、同訳本の10分冊680ページからの引用の場合は⑩680とする。
- 6) 小論では大谷禎乃介氏の4巻にわたる大著を利用させていただいた。氏のマルクスの草稿に関する業績は日本におけるマルクスの経済学の研究に多大な貢献をなすものと思われる。ただし、小論では氏の大書を逐一検討することはもちろんできない。したがって、小論においては、大谷氏の主張への筆者の言及も部分的、暫定的なものである。また、小論では僭越ながら氏の見解と異なる見解を呈示しているが、大谷氏への十分な言及は、日常的に『資本論』体系についての研究を行なっているわけではない筆者の能力をこえるかもしれない。
- 7) マルクス『資本論草稿集』Ⅶ（『経済学批判（1861～1863年草稿）』大月書店、1982年、第4分冊）の426～427ページ。なお、この引用文で注意しておかなければならないことは、この文章内における「利子生み資本」は『資本論』第3部草稿の第5章の1）～4）——マルクスは誤記して5）としている（大谷①45）——（現行『資本論』の第21～24章）で記述されている「近代的な」利子生み資本では必ずしもないことである。古い「利子生み資本」を従属させるというよりも、近代的な利子生み資本を創出するということであろう（補注参照）。とはいえ、「1861～1863年草稿」にあったこの文章は、資本主義的生産様式、利子生み資本と信用制度との関連を考える際に重要であると思われる。

このことについてはのちの補注でまた触れよう。

8) 大谷禎乃介『マルクスの利子生み資本論』桜井書店、2016年、第1巻序章。

9) 現行『資本論』第25章冒頭の文章をどのように理解するか。草稿では「信用制度とそれが自分のためにつくりだす、信用貨幣などのような諸用具との分析は、われわれの計画の範囲外にある」(317上—草稿そのもののページと草稿にある上部と下部の区分、以下でも同じ—、大谷② 157~158)とある。しかし、銀行券は「信用貨幣」ではないだろうか。銀行券はこの部分の草稿で多く述べられている。次である。「銀行業者が与える信用はさまざまな形態で、たとえば、銀行業者手形、銀行信用、小切手、等々で、最後に銀行券で、与えられることができる。銀行券は持参人払いの、また銀行業者が個人手形と置き換えるその銀行業者あての手形にほかならない」(318上、大谷② 177~178)。しかし、前記の草稿の文章(317上)でも、また草稿の次の文章(318上)でも「特殊的信用諸用具ならびに銀行の特殊的諸形態は、われわれの目的にはこれ以上考察する必要はない」(大谷② 188、『資本論』新日本出版社の訳本⑩ 688)と記されている。

これらの文章の関連をどのように考えるべきであろうか。大谷氏は「商業信用という語で考えられているのは、広くみれば私的信用一般であり」(② 129、158の注9)、銀行信用も含むという解釈をされている。そうだとすれば、マルクスによる「商業信用」「銀行信用」という範疇が十分に区分されて措定できていないことを示すものであろう。

筆者は、草稿冒頭の文章は、マルクスがこの文章を書く時点において「商業信用」と「銀行信用」の範疇の差異が十分に措定できていないまま、あるいはそれらの差異を十分に意識しないまま記され、草稿執筆の進展に伴い理論化が進むとともに「差異」が意識され、この「限定」は放棄され、銀行券などの信用貨幣の一部が草稿に記載されるようになったものと思う。したがって、第25章の草稿の冒頭にある「限定」については、もしマルクスがのちに第5篇の第2草稿を書いたとしたら、書き改めたであろうと思われる。エンゲルスの「書き入れ」(立ち入った分析、商業および銀行業信用)に近い文章になった可能性もあろう。大谷氏は「資本の一般的分析を完結させるためには・・・それに必要なかぎり信用制度に論究し・・・」(大谷① 108)と言われる。「必要なかぎり」で銀行信用について論究するということは、エンゲルスが第25章の冒頭で「分析」を「立ち入った分析」とし、「商業信用」を「商業および銀行信用」と書き入れたこととほぼ同じではないか。第3部の草稿は『資本論』第1巻の完成稿執筆前のものであり、検証はむずかしいが、その時点ではマルクスはなお「資本一般」にこだわっていたとも考えられる。

10) 「資本の一般的分析」については、筆者は大谷氏が言われることに異論はない。「多数資本」の捨象によって対象を限定するという以前の「資本一般」の分析から、「ブルジョア社会の内的編成を形づくり、また諸階級の基礎となっている諸範疇の分析を一般的に完了する」(大谷① 101)こと、以前のマルクスのプランにおいて「競争と信用」「土地所有」「賃労働」において予定されていた内容を、資本主義的生産の内在的諸法則の一般的な現象形態を明らかにする限りで取り入れる「資本の一般的分析」への前進である(大谷①の100~102ページ参照)。

11) 大谷氏は、氏の本の第1巻の108~109ページにおいて、草稿「5) 信用。架空資本」では、以下のことが考察されているとしている。①銀行業者が取り扱う信用の諸形態について述べながら、信用制度とはどのようなものかを示すこと(現行『資本論』第25章)、②そのような信用制度が資本主義的生産様式の発展のなかで果たす役割(同第27章)、③トゥック(大谷氏はトゥックと言われる)とフラーの議論にたいする論評(同第28章)、④信用制度による利子生み資本への影響ならびに利子生み資本が取る形態の考察(同第29~32章)、である。

- 12) F) については、「帳簿信用」(=「預金の創造」)によって行なわれる銀行信用の供与が手形割引による場合は「資本還流の先取り」となり、「帳簿信用」(=「預金の創造」)の形でその他の種々の貸出によるものも、一部は「資本還流の先取り」であるが、大部分は「資本蓄積の先取り」であろう。「資本還流の先取り」も「資本蓄積の先取り」も剰余価値が実現する前に、生産資本家は手形割引、借入による資金でもって設備投資(=資本蓄積)を行なうのである。銀行信用の資本蓄積との関連についても「資本の一般的分析」の範囲で論述されなければならない。同時に、これらの「先取り」は諸商品価値の実現以前に行なわれるから恐慌の原因にもなりうる。以上のF)についてマルクスは『資本論』草稿において指摘していたであろうか。本来的には、「貨幣資本と現実資本」の箇所においてどのように触れられているかの検討が必要である。しかし、小論ではマルクスがどのように述べていたかは残念ながら言及できない。先に進もう。なお、小論では通貨学派、銀行学派の議論、論争、また、それについてのマルクスの論究については触れないが、本文で列举した5点についての把握を踏まえて両学派の議論の誤り、正しさの「度合」を検討していかなければならないだろう。
- 13) F) についての草稿の検討は小論では行えない(前注参照)。草稿のそれぞれの部分の『資本論』の章との対応については大谷① 45~46 参照。
- 14) 新日本出版社の訳本⑩ 691~692 をみられたい。『資本論』の方がわかりやすくなっている。なお、この抜書きは、大谷氏よって[信用制度についての雑録]と表題が付けられている草稿部分において書かれているものである(大谷② 188 の注 143)。
- 15) 大谷氏は②の 113~115 において、草稿の 318 上(大谷② 177)で「銀行業者が与える信用はさまざまな形態で・・銀行信用・・」と記されているところの「銀行信用」について論じられ、「銀行信用」のうちに、「貸出にさいして銀行業者が新たに借り手の勘定に設定する預金」(大谷② 115——氏はこの文章に傍点を付けて強調されている)を含められている。つまり、大谷氏はマルクス草稿において、銀行の貸出による「預金の形成・創造」が記述されているとみられるのである。しかし、マルクスのこの文章——「銀行信用」——ではそれをはっきり確認する明示的な語句は示されていなく、大谷氏のように言うのは困難であろう。ここではのちに言われるような「帳簿信用」という明記はない。氏は銀行の貸出による「預金の形成・創造」についてそのように言われながら、他方で大谷氏は③の 207~209 においては「銀行業者を「媒介者」として把握する観点がきわめて重要である」(③ 208)と言われている。矛盾しないだろうか。
- 大谷氏の② 117 において、草稿 319 下にあるフラートンの文章を引用されているが、フラートンは「信用の取る形態」のうち貸出による預金の形成については触れていない。銀行券、為替手形、銀行小切手の形態である。マルクスは、『資本論』第 28 章の草稿でフラートンを批判して「帳簿信用」を強調している(大谷③ 136)。しかし、大谷氏は③の氏の 8 章でこのことを指摘されていない。
- 16) 『資本論』では次のような文章になっている。「彼らの手形はこの預金で割引を受け、彼らへの前貸しもこの預金でなされる」(第 29 章⑩ 812)。
- 17) 手形割引については、第 26 章の草稿において次の文章がある。「手形を振出すことは商品を信用貨幣の一形態に転換することであり、手形を割引することはこの信用貨幣を別の信用貨幣に転換することである(銀行券の場合)」(大谷② 249)。『資本論』では、「手形の振出しとは、信用貨幣の一形態への商品の転化であり、また手形の割引とは、この信用貨幣の、他の信用貨幣すなわち銀行券への転化である」(⑩ 739)と記述されている。
- 18) 『立命館国際研究』32 巻 1 号、2019 年 6 月、所収「流通必要貨幣量、再生産表式、信用創造」
- 19) 前注 7) で記した「1861~1863 年草稿」にあった文章に関連して、利子生み資本と信用制度との関連

を補注において詳細に考えておこう。

- 20) 勝手な推測と思われるかもしれないが、「独自課題」のそこでは以下のことが究明されなければならなかっただろう。1) 預金創造を踏まえて、貨幣資本と現実資本とのより具体的な関連を分析しながら、2) 恐慌論、景気循環論の一般的分析・措置を行ない、3) 資本の集積・集中と独占化の一般的筋道、を明らかにすることである。もし、マルクスがより長い生を与えられ、この部分の草稿を改定したなら、このような内容が含まれたものと推測したいものである。
- 21) 『資本論』第35章「貴金属と為替相場」については、「国際通貨」範疇を指定してのちに論じられるものであろう（別稿で論じる予定である）。なお、草稿の327上（大谷②299）に、「これまでわれわれは主として信用制度の発展・・を、主として生産的資本に関連して考察してきた。いまわれわれは利子生み資本そのもの〔信用制度による利子生み資本への影響、ならびに利子生み資本がとる形態〕の考察に移る」という文章がある。現行『資本論』の第27章の末尾には以下である。「これまでわれわれは、信用制度の発展——中略——を、主に産業資本と関連させて考察してきた。以下の諸章では、信用を利子生み資本そのものと関連させて——信用が利子生み資本におよぼす影響、ならびにそのさいに信用が取る形態を——考察する」（⑩764）。この文章をどのように理解するかであるが、確かに、ここまで草稿を書いてきたマルクスは、これ以後を「信用が利子生み資本におよぼす影響、そのさいに信用が取る形態」の分析に当てようと考えたのであろう。大谷氏の「信用制度概説」の理解は、この第27章の文章に依拠されているものと思われる。しかし、現実には、のちの草稿部分（『資本論』第28, 29, 33, 34章——「貨幣資本と現実資本」以外の諸章にあたる草稿部分）にも、信用制度の発展に関する諸内容が、またその諸内容が利子生み資本と関連させて論じられている部分があるものとみなければならない。未完成の草稿であるから、「厳密」に考えるよりも、そのあたりは「ルーズ」になっていると考える方が自然ではないだろうか。「信用制度概説」と「信用制度下の利子生み資本」の分析と「厳密」に二分するのはどうであろうか。筆者は、本文において「一般的分析」における信用制度ではどのような内容、どのような項目が最低限入れられていなければならないかを論じたが、マルクス草稿はこの観点で論じられなければならないものと考えられる。次の注もみられたい。
- 22) 大谷氏は次のように言われている。「5) 信用。架空資本」では、・・すでに明らかにされた利子生み資本の概念を前提にして、信用制度のもとで利子生み資本がとる諸姿態が展開されている」（大谷①156）。しかし、そうであろうか。筆者は、利子生み資本が「一般的分析」の範囲内ではあるが、銀行資本家に媒介されて具体的運動をしていく中で信用制度を作っていく、その過程を解明したのが草稿のその部分であると考え。既成の信用制度がまず設定され、そのもとでの利子生み資本の諸姿態の解明ではないと考えるのである。大谷氏が利子生み資本を *monied Capital* とされ、「これは、銀行業者のもとに集積される貨幣資本のこと」（大谷①157）と把握されているように、利子生み資本は、銀行業者のもとに集積され、銀行業者によって種々の具体的運動を与えられ、展開していき、それが信用制度を作っていくのである。草稿「5) 信用。架空資本」の部分はその解明である。前に述べたように、マルクスが「1861-1863年草稿」において、次のように言っていることが参考になろう。「産業資本が利子生み資本を自分に従属させるほんとうのやり方は、産業資本に特有な形態——信用制度の創造である・・信用制度は産業資本の創造物であり、それ自身産業資本の一形態であって、それはマニュファクチュアとともに始まり、大工業とともに仕上げられるのである」（『資本論草稿集Ⅶ』大月書店、1982年、426-427ページ）。産業資本の展開が信用制度を作っていくものと読める。同じように、「古風な形態」を脱却した——前注21参照）「新しい」利子つき資本の銀行業資本によって媒介された現実的な展開が信用制度を作っていくのである。

- 23) 前掲拙稿「流通必要貨幣量、再生産表式、信用創造」参照。
- 24) 現行『資本論』の第33章に第2巻（部）の第3篇を前提にしたような文章がある。次の文章である。「流通手段の発行と資本の貸出しとの区別は、現実の再生産過程において最もよく示される。われわれは、前に（第2部第3篇）、生産のさまざまな構成諸部分がどのように交換されるかを見た。たとえば、可変資本は、・・・（労働者に）少しずつ貨幣で支払われている。この貨幣を資本家は前貸ししなければならず・・・社会的総資本のさまざまな構成諸部分のあいだ、たとえば消費諸手段と消費諸手段の生産諸手段とのあいだの交換行為の場合も、同じである。これらの流通のための貨幣は・・・交換者たちの一方または双方によって前貸しされなければならない・・・交換が完了すれば、それを前貸した人のところに何度でも復帰する」（⑩ 919～920）。大谷④ 113～114にこの草稿文章がある。また、『資本論』⑩ 919ページでは第2部第3篇を参考にするように指示がある。大谷氏はこの部分に注を付けて、第2部第1草稿（中峯・大谷他訳『資本の流過程』）の第3章を指摘している（大谷④ 114）。大谷氏の注にあるように、マルクスの信用論のこの箇所の草稿文章は第2部第1草稿（訳書、199～251ページ）を踏まえてのものであるが、第2草稿、第8草稿を踏まえられてのものではない。
- 25) 大谷① 45。
- 26) 草稿では、「貨幣所持者」（大谷① 181、195）、あるいは「貸付資本家」（① 187、190、191）になっているのが次第に「貨幣資本家」（① 184、195、199、200、201、205）になっていく。『資本論』第21章では、「貨幣所有者」（⑩ 581——大谷① 181、⑩ 591——大谷① 195）、「貸付資本家」（⑩ 585——大谷① 187、⑩ 588——大谷① 190～191）、「貨幣資本家」（⑩ 593——大谷① 191、⑩ 593——大谷① 199、⑩ 595——大谷① 201、⑩ 598——大谷① 205）である。
- 27) 本節の目的は、マルクスの経済学批判体系プラン、『資本論』の叙述プランに沿って、信用制度の「具体的・特殊的分野」の概要を示そうとするものであり、各国の諸金融機関、諸金融市場についての筆者独自の詳細な分析を行なおうとするものではない。
- 28) 金融制度研究会『イギリスの金融制度』日本評論新社、1959年、281、286、289ページ参照。
- 29) 同上、92～93ページ。同上書は割引市場に貿易手形を含めていないが、含めるべきであろう。
- 30) 同上、96ページ。
- 31) 同上、96～97、105ページ。
- 32) 同上、225～226ページ。
- 33) 酒井一夫・西村閑也編著『比較金融史研究』ミネルヴァ書房、1992年、西村閑也「第1次大戦前英国の通貨と金融」39～40ページ。
- 34) 前掲『イギリスの金融制度』117～118ページ。
- 35) 同上、119、122～125ページ。
- 36) 同上128～129ページ。
- 37) 同上、132～134ページ。
- 38) 酒井一夫・西村閑也編著、前掲書所収、居城 弘「第1次大戦前ドイツ通貨と金融」97ページ。
- 39) 同上、98～99ページ参照。
- 40) 同上、100ページ参照。
- 41) 同上、99ページ。
- 42) 次の指摘もドイツの金融制度を総括的にまとめたものであろう。「（交互計算業務によって作りだされる——引用者）傾向は・・・第一に、創業者利得の取得の前提である証券引受を確実に手中にし、第二に、長期性の信用を保全する信用分析手段を発展させ、第三に、産業に多様なサービスを提供しつ

- つ、自らはあらゆる収益機会を追求し、そして、第四に、自行の顧客の支払取引の系列を可能な限り包摂する・・ものにとらえることができる」(仲村 靖「ドイツ信用銀行における貨幣節約メカニズムの展開」九州大学大学院『経済論究』第77号、1990年7月、150～151ページ)。
- 43) イギリスの金融資本、ドイツの金融資本の差異を生み出すことに、小論で述べてきた諸金融機関、諸金融市場の差異もあずかってきたものと思われる。入江節次郎氏は次のように述べている。「イギリス金融資本の成立を問おうとするならば、それは、つぎの点に帰着することになろう。すなわち、イギリス信用組織は、貨幣市場と資本市場が独立して発展してきた。また、資本市場についても、発行市場と取引所市場とが独立して発展してきた。こうした信用組織における分業制という歴史的条件をふまえて、貨幣市場の中心をなす預金銀行が、資本市場と取り結ぶ、右に述べたような関係を、「金融資本」成立の特殊イギリス的発現形態として認めるか、認めないかにかかっているように思われる」(『独占資本イギリスへの道』ミネルヴァ書房、1962年、300ページ)。今後、生川栄治『イギリス金融資本の成立』有斐閣、1956年、0.ヤイデルス、長坂 聡訳『ドイツ大銀行の産業支配』(1905)勁草書房、1984年などを検討しなければならないだろう。
- 44) 筆者によるこの部分の叙述は、筆者による独自の研究というよりも、これまでの諸説を参考にしながら、筆者なりの論理の筋道を明らかにすることに主眼がある。したがって、ある所説を採用し、他の諸説を排除しながらの叙述となろう。本節では後述の大泉英次氏と高山洋一氏の論稿を主に参照させていただいた。
- 45) 杉本俊朗訳、国民文庫版、13ページ。
- 46) 本章第1節において、すでに大谷禎乃介氏の「資本一般」から「資本の一般的分析」への移行についての議論をみた(第1節の注10)。
- 47) 大谷①109、また、111の注6、7も参照されたい。
- 48) 『資本論』におけるマルクスのイングランド銀行、イングランド銀行券への言及については、浜野俊一郎・深町郁彌編『資本論体系⑥利子・信用』有斐閣、1985年に所収の「中央銀行」(高山洋一氏の稿)、477～479ページをみられたい。
- 49) いわゆる宇野派においては国家规定を入れなくて発券集中が論じられ(同上の高山氏の論稿482ページ)、宇野派以外の論者においても種々の「国家规定」にもとづいて貨幣制度が論じられる(同、482～487ページ参照)。筆者は、限定された「国家规定」ではなく、強力装置、官僚機構、裁判制度などを含めた国家機構をもった国家を前提に、中央銀行の創設を論じなければならないと考える。それは高山氏が目指されている「中央銀行」規定と同じであろう(同上487～488ページ参照)。
- 50) ドイツの場合、普仏戦争(1870～71年)の賠償金の受取、ドイツ帝国の創立を契機に貨幣・通貨改革が行なわれ、帝金本位制、ライヒスバンクの設立に至った(居城弘「第一次大戦前ドイツの通貨と金融」酒井一夫・西村閑也編著『比較金融史研究』ミネルヴァ書房、1992年所収91～92ページ参照)。ドイツにおいては、金本位制の制定、中央銀行の設立が、国家範疇を踏まえなければならないことは自明であろう。
- 51) 小論では、以下の論稿を参考にした。木下悦二・村岡俊三編『資本論体系⑧、国家・国際商業・世界市場』有斐閣、1985年所収、大泉英次「国家の形態でのブルジョア社会の総括、「不生産的」諸階級」。
- 52) 『資本論』第48章「三位一体的定式」⑬1452。
- 53) 『資本論』第51章。「資本主義的社会的内的編成」の本質的分析は第3巻の地代論までであり、その巻の第7編はその「内的編成」の本質的諸関係が転倒して現われることを示し、第52章「諸階級」も所得源泉、つまり分配関係から諸階級を説明するという転倒性が示されている。

- 54) 例えば、明治維新政権が成立した当初、その権力機構は軍事機構と官僚機構を備えていただだけである。それらは、諸雄藩の武士出身者からほぼ構成されていた。司法制度の整備は廃藩置県後のこと（原口清『日本近代国家の形成』岩波書店、1968年、132～136ページ参照）、岩倉遣米欧使節団以後のこととなる（宮地正人『幕末維新変革史（下）』岩波書店、275～276ページ参照）。
- 55) 前掲、大泉英次氏の論稿（『資本論体系⑧』）43～44、52～53ページ参照。また、拙稿「社会的意識、「支配的思想」、国家の把握に関する小論」『立命館国際研究』27巻3号、2015年2月も参照されたい。この拙稿において、下山三郎氏の『ドイツ・イデオロギー』の理解、藤田勇氏の著書『法と経済の一般理論』（日本評論社、1974年）を検討している。
- 56) 詳しくは同上の拙稿をみられたい。
- 57) 前掲『資本論体系⑥』所収論文、478～478ページ。
- 58) 前掲、金融制度研究会『イギリスの金融制度』174～178ページ参照。
- 59) 『イギリスの金融制度』218～220ページ、『経済学辞典 第3版』岩波書店、913～914ページ（荒巻正憲氏の稿）。ピール条例は非弾力的であったので、その後の恐慌のたびに、イングランド銀行券の「限外発行」が認められることになった（『イギリスの金融制度』220ページ）。
- 60) 発行部は標準金1オンスにつき3ポンド17シリング9ペンスで金地金と引き換えに銀行券を与え、3ポンド17シリング10ペンス半の割合で銀行券と引き換えに金貨を与えた（『イギリスの金融制度』339ページ）。
- 61) 『イギリスの金融制度』224、231ページ。
- 62) 同上、225～226ページ。
- 63) 同上、169、231～232ページ。
- 64) 「公定歩合は、金の英国からの流出を防止するか、流入を誘引する目的で引き上げられる」（イングランド銀行の米国金融委員会の質問にたいする回答）——R.S. セイヤーズ・西川元彦監訳『イングランド銀行上』東洋経済新報社、1979年、38ページ。「1844年の法律を遵守するように育てられた者（イングランド銀行総裁たち——引用者）にとっては、まったく当然」（同上40ページ）の政策だったのである。
- 65) 『イギリスの金融制度』371～372ページ。A.I. ブルームフィールドは次のように述べている。「兌換性が貨幣政策の主要目的であったがゆえに、政策の主要な基準あるいは指針は・・金の移動・・中央銀行の他の法定準備保有の変化、また中央銀行債務の変化によって影響を受けた中央銀行準備率の動向であった。・・・準備率の減少は・・割引率の引上げ・・へとむかうのが特徴であった」（小野一郎・小林龍馬訳『金本位制と国際金融』日本評論社、1975年、25ページ）。
- 66) 吉信肅「経済学批判体系と『資本論』」宇佐美・宇高・島『マルクス経済学体系Ⅱ』有斐閣、1966年所収。吉信肅『国際分業と外国貿易』同文館、1997年参照。
- 67) 吉信肅『国際分業と外国貿易』25～26ページ。
- 68) 同上、26ページ。
- 69) 吉信肅氏の論稿（『マルクス経済学体系Ⅱ』）、239～240ページ参照。

（奥田 宏司，立命館大学名誉教授）

Marx's Theory of Interest-Bearing Capital and the Credit System, and the Category of International Currency

The writer of this paper asserts that we cannot fully analyze phenomena of the system of international currency by the theories that Marx developed in *Capital III*, because he regarded gold or draft on London as instruments of international settlements.

We should be reminded of the fact that he wrote the manuscript of the third volume of *Capital* in 1865 when international transactions were still not fully settled by international currencies. It was after the 1880s that settlement by international currencies started.

In other words, although Marx's theory of interest-bearing capital should be the starting point for the theory of international currency, the latter will not be complete until we analyze the new developments in international settlements that have occurred since the 1880s.

Moreover, the writer asserts that we cannot fully understand the category of international currency unless we understand Marx's concept of "state." In terms of refining the theory of international currency, the writer stresses, it is of special importance to examine Marx's concept of "states which go outside" in *Deutsche Ideology*, because international currencies appear at a time when various states began to stand face to face with each other.

(OKUDA, Hiroshi, Professor Emeritus, Ritsumeikan University)